

青森県報

第二千八百五十九号

平成十九年
十一月十六日
(金曜日)

目次

告 示

保安林の指定解除予定	（林政課）	一
右 同	（同）	一
保安林の指定解除	（同）	二
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	（漁港漁場整備課）	二
右 同	（同）	三
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定	（建築住宅課）	四
公 告		
歯科技工士試験の施行	（医療薬務課）	五
大規模小売店舗の変更の届出	（経営支援課）	五
教育委員会		
コンピュータ等賃貸借契約に係る一般競争入札	（総合学校教 育センター）	六
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	（事務局）	八
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	（同）	八
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	（同）	九
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	（同）	九

告

示

青森県告示第七百八十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
下北郡佐井村大字長後字喜平治山一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び佐井村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百九十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
青森市大字駒込字南駒込山一の一・字北駒込山一の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由
ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字小童子山一の二六六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百九十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八年六月二十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十九年十一月九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに平内町役場に備え置いて縦覧に供される。

平成十九年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字和山九〇の一、九〇の二及び九〇の三の地先公有

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用

いて得た次の各点のうち、の地点からの地点までを順次に直線で結んだ線及

びの地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一〇二三六八・九三七メートル

Y座標 プラス一六三六六・七〇八メートル

の地点 X座標 プラス一〇二三九〇・九七五メートル

Y座標 プラス一六三八三・七三〇メートル

の地点 X座標 プラス一〇二三八七・八四一メートル

Y座標 プラス一六三八七・七三八メートル

の地点 X座標 プラス一〇二四〇四・二〇九メートル

Y座標 プラス一六四〇〇・六二二メートル

の地点 X座標 プラス一〇二四〇七・一五二メートル

Y座標 プラス一六四〇二・八六四メートル

の地点 X座標 プラス一〇二四〇六・八九七メートル

Y座標 プラス一六四〇三・一九八メートル

の地点 X座標 プラス一〇二四四三・四六二メートル

Y座標 プラス一六四三一・〇五八メートル

の地点 X座標 プラス一〇二四三四・八六八メートル

Y座標 プラス一六四四二・三一八メートル

の地点 X座標 プラス一〇二三九九・三七五メートル

- Y座標 プラス一六四一五・二九四メートル
- の地点 X座標 プラス一〇二四〇二・一五八メートル
- Y座標 プラス一六四一・七三三メートル
- の地点 X座標 プラス一〇二三八一・五八八メートル
- Y座標 プラス一六三九五・六五二メートル
- の地点 X座標 プラス一〇二三七五・四八一メートル
- Y座標 プラス一六四〇三・四九五メートル
- の地点 X座標 プラス一〇二三五三・四八二メートル
- Y座標 プラス一六三八六・三五一メートル

3 面積

一、五九〇・五三平方メートル

青森県告示第七百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十九年十一月九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十九年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字和山九〇の二及び九〇の三に隣接し、同字和山九〇の二から八六の二三及び同町大字口広字水須二の一三から二の一七に至る地先公有水面

2 区域

次の ①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線及び ②の地点と③の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 北緯 四〇度五五分一九秒五八九〇九
- 東経 一四一度〇一分四一秒四七七三
- の地点 北緯 四〇度五五分一八秒九二三三七
- 東経 一四一度〇一分四〇秒七八五四四
- の地点 北緯 四〇度五五分一八秒七二四八一
- 東経 一四一度〇一分四一秒二〇〇八
- の地点 北緯 四〇度五五分一七秒九三〇八六
- 東経 一四一度〇一分四〇秒三〇〇六一
- の地点 北緯 四〇度五五分一七秒九二〇三九
- 東経 一四一度〇一分四〇秒三一八四〇
- の地点 北緯 四〇度五五分一七秒八九七四三
- 東経 一四一度〇一分四〇秒三五七五三
- の地点 北緯 四〇度五五分一七秒七一六一六
- 東経 一四一度〇一分四〇秒一七二四八
- の地点 北緯 四〇度五五分一六秒四一一二七
- 東経 一四一度〇一分四二秒三四〇七九
- の地点 北緯 四〇度五五分一六秒〇一三〇七
- 東経 一四一度〇一分四三秒七七〇一四
- の地点 北緯 四〇度五五分一五秒九三〇三〇
- 東経 一四一度〇一分四三秒七二七五四
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒九八三四一
- 東経 一四一度〇一分四七秒一三八八九
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒七二一八〇
- 東経 一四一度〇一分四六秒九九二八八
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒四二〇二四
- 東経 一四一度〇一分四八秒〇六七一九

- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒三六一四九
東経 一四一度〇一分四八秒二七七八六
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒三一九五九
東経 一四一度〇一分四八秒四二二八一
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒二六九一一
東経 一四一度〇一分四八秒五八九八五
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒一六八八五
東経 一四一度〇一分四八秒八四九三三
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒〇七三九二
東経 一四一度〇一分四九秒〇二一〇四
- の地点 北緯 四〇度五五分一三秒九四三三七
東経 一四一度〇一分四九秒二〇五〇〇
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒一七九六七
東経 一四一度〇一分四九秒四九八九一
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒七九四〇
東経 一四一度〇一分五二秒三九二七三
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒二九五三〇
東経 一四一度〇一分五五秒五三五七七
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒一八八三一
東経 一四一度〇一分五五秒六八四六六
- の地点 北緯 四〇度五五分一四秒八九四八五
東経 一四一度〇一分五六秒五六八四四
- の地点 北緯 四〇度五五分一六秒八五一八六
東経 一四一度〇一分五二秒六九四一九
- の地点 北緯 四〇度五五分一五秒七六六三六
東経 一四一度〇一分五二秒六九四一九
- の地点 北緯 四〇度五五分一五秒五五五五〇
東経 一四一度〇一分五二秒三五一九七
- の地点 北緯 四〇度五五分一五秒三八〇〇四
東経 一四一度〇一分五二秒九七八三六
- の地点 北緯 四〇度五五分一五秒二五六四三
東経 一四一度〇一分五二秒五七一一六

の地点	北緯	四〇度五五分一五秒一八六四六	東経	一四一度〇一分五一秒一四二九一
の地点	北緯	四〇度五五分一五秒一七二二九	東経	一四一度〇一分五〇秒七〇四八一
の地点	北緯	四〇度五五分一五秒二一一五一	東経	一四一度〇一分五〇秒二六九三九
の地点	北緯	四〇度五五分一五秒三〇六一一	東経	一四一度〇一分四九秒八四九二七
の地点	北緯	四〇度五五分一六秒九九〇九一	東経	一四一度〇一分四四秒七五八三〇
の地点	北緯	四〇度五五分一七秒三三七七六	東経	一四一度〇一分四四秒九五八三三
の地点	北緯	四〇度五五分一九秒三五八九九	東経	一四一度〇一分四一秒四八二一三
の地点	北緯	四〇度五五分一九秒四九八六一	東経	一四一度〇一分四一秒六二六六七

3 面積
二四、〇〇〇・四八平方メートル

青森県告示第七百九十四号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成十九年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	構造計算適合性判定の業務の開始の日
財団法人 日本住宅 技術・木材 センター	東京都港 区赤坂二 丁目二の 一 九 ア ド レ ス ビ ル	東京都東 区新砂 三丁目四 の二	平成十九年十 月十九日	平成十九年十一 月一日

公 告

歯科技工士試験の施行

平成二十年歯科技工士試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成十九年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成二十年二月二十一日（木）
実地試験 平成二十年二月二十二日（金）

2 場所

青森市大字三内字稲元一二二の二

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成二十年一月七日（月）から同月十五日（火）まで。ただし、郵送による場合は同月十五日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
(仮称)青森浜田三丁目プロジェクト 青森市浜田三丁目一の外	ドリームタウンALi 青森市浜田三丁目一の外	平成 一九・九・二六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ドリームタウン
東京都千代田区丸の内二丁目一の一
取締役 玉越賢治

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 青山理	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	平成 一九・九・二六
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柳井正	株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一 代表取締役 藤原政博	"
"	株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七	"

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における初期設定・保守及び納入・撤去費を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機及びソフトウェア等 一式

二 賃貸借期間

平成二十年三月一日から平成二十五年二月二十八日(ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 想定する機器構成等に係る書類(以下「応札仕様書等」という。)を青森県総合学校教育センターに提出し、審査の結果適格であると認められた者であること。

五 資格の審査等

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四の4に定める資格を有することに

六 入札説明書等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市大矢沢字野田八〇の二

青森県総合学校教育センター

電話 〇一七 七六四 一九九七

2 開札の場所及び日時

一 場所

青森市大矢沢字野田八〇の二

青森県総合学校教育センター 三階 応用技術研修室

二 日時

平成十九年十二月二十六日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度ごとの契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 想定する機器構成等

入札への参加を希望する者は、応札仕様書等を、平成十九年十二月五日午後五時までに青森県総合学校教育センターへ提出することとする。

なお、当該応札仕様書等については、入札説明書による。

3 落札対象

2の手続きを経て、青森県総合学校教育センターに受理された当該応札仕様書等の内容に基づく入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

6 契約金額

落札価格をもって平成十九年度の契約金額とする。ただし、平成二十年度から平成二十三年年度の契約金額は落札価格に十一を乗じた額を二で除して得た額とし、平成二十四年度の契約金額は落札価格に十一を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Personal computers and computer software.
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to in a bid manual.

2 Date for tendering bids:

26 December 2007, 10:00 a. m.

3 Contact organization for tender applications:

Aomori Prefectural School
Education Center
80-2 Noda Oyasawa
Aomori City, Aomori 030-0123
JAPAN
Phone: 017-764-1997

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
平山幸司青森県連合後援会	須藤健夫	新谷義広	青森市緑三丁目一〇の六	平成一九・一〇・二
鈴木重正後援会	附田省三	附田久志	三沢市南山四丁目二九の一	一九・一〇・二
政治結社大日本誠心社	武藏弘樹	佐藤健蔵	弘前市大字末広四丁目七の七一	一九・一〇・二五
堀光雄後援会	山田誠司	西館豊蔵	三沢市大字三沢字園沢二一九の四二七	一九・一〇・二五

青森県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示す。

平成十九年十一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党青森南津軽郡第二支部	主たる事務所の所在地	南津軽郡藤崎町大字藤崎字若松二三の一	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井五二の三	平成一九・〇・三
自由民主党青森県自治振興支部	代表者	山内 英樹	内山 克己	一九・一〇・一〇
自由民主党青森県トラツク支部	代表者	三國 俊美	永澤 稔	一九・一〇・一五

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
津島雄二板柳町後援会	主たる事務所の所在地	北津軽郡板柳町いたや町三丁目七〇	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井二六	平成一九・〇・二六
	代表者	珍田 耕治	田中 正一	
	会計責任者	工藤 健治	笹森 清	

青森県選挙管理委員会告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年十一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
対馬文郷後援会	平成一九・九・一五	平成一九・一〇・二

古村一雄後援会	一九・九・二九	一九・一〇・一五
成田守後援会	一九・一〇・一五	一九・一〇・一〇
成和会	一九・一〇・一五	一九・一〇・一〇
青森県経済調査会	一九・一〇・一三	一九・一〇・二六
古川健治後援会	一九・一〇・一三	一九・一〇・二六

青森県選挙管理委員会告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
成田 守 （五所川原市長）	成和会	成田 守	五所川原市新町五七	平成一九・一〇・一〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭